

君津市ホームページに係る有料広告掲載の取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、君津市刊行物等に係る有料広告の掲載に関する要綱（平成17年君津市告示第132号。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、インターネット上に公開する本市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する有料による広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 ホームページ上に特定のウェブサイトへリンクする役割をもつ画像を表示して行う広告をいう。
- (2) 枠 バナー広告を掲載するためにホームページ上に当該バナー広告を掲載する位置及びその大きさを指定して本市が確保する領域をいう。

(広告の種類及び規格)

第3条 市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告とする。

2 1枠あたりの規格は、次の表に掲げるものとする。

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 大 き さ | 縦60ピクセル×横150ピクセル |
| デ ー タ 量 | 30KB以内 |
| デ ー タ 形 式 | G I F、J P E G、P N Gのいずれかの形式 |

(広告の基準の適用)

第4条 要綱第2条の規定（第6号に係る部分を除く。）は、広告からのリンク先として広告主が指定したウェブサイト（以下「広告主のウェブサイト」という。）及び当該広告主のウェブサイトからリンクするウェブサイトについて準用する。

(広告の枠及び位置)

第5条 枠は、市ホームページのトップページに設置する。

2 枠の位置は、本市が定めるものとする。

3 枠数は、18枠以内とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1月を単位とする。

2 継続して掲載できる期間は、12月とする。

(広告の募集)

第7条 市長は、広告の募集を年2回行うものとする。

(広告の申請)

第8条 市ホームページに広告を掲載しようとするものは、要綱第6条に規定する刊行物等有料広告掲載申請書にバナー広告に関する補足説明書(別記第1号様式)を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(変更の申請等)

第9条 広告主(要綱第7条第3項に規定するものをいう。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、君津市バナー広告申請内容変更(取下げ)申請書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき。

(2) 広告の内容を変更しようとするとき。

(3) 広告主のウェブサイトのアドレスを変更するとき。

(4) 広告主のウェブサイトに障害が発生したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、要綱第6条の規定により提出した刊行物等有料広告掲載申請書及び前条の規定により提出したバナー広告に関する補足説明書の記載内容に変更があるとき。

(掲載の停止等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を停止し、当該広告の広告主に対し是正を求めるものとする。

(1) 広告が要綱第2条の規定に適合しなくなると市長が認めたとき。

(2) 広告主がウェブサイト及び当該広告主のウェブサイトにリンクするウェブサイトが

第4条において準用する要綱第2条の規定（第6号に係る部分を除く。）に適合しなくなったと市長が認めたとき。

(3) 広告又は広告主のウェブサイトの管理運営に関して広告主が第12条の規定に違反すると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の求めによる是正がなされたと認めたときは、当該広告の掲載を再開するものとする。

（掲載の決定の取消事由）

第11条 要綱第9条第1項第2号に規定する広告の掲載に支障があるときは、次に掲げるときとする。

(1) 第9条第1号の規定による申請があったとき。

(2) 広告の内容が事実と異なるとき。

(3) 広告主の所在が不明になったときその他広告主に特別の事由が生じたとき。

(4) 広告主のウェブサイトが事前の連絡がなく閉鎖されたとき。

(5) 前条第1号の規定により是正を求められた広告主がこれに応じなかったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を取り消すことが必要であると認めるとき。

（広告主の責務）

第12条 広告主は、要綱第16条に規定するもののほか、広告及び広告主のウェブサイトの管理運営に関し、次の責務を負うものとする。

(1) 市ホームページを管理するコンピュータシステムに影響を与えないこと。

(2) 広告主のウェブサイトアクセスする利用者のコンピュータシステムに影響を与えないこと。

（広告の掲載料）

第13条 広告の掲載料は、1枠1月当たり10,000円とする。

（免責事項）

第14条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止する場合においては、当該停止に係る掲載料の返還、損害の補償等を市に請求することができない。

(1) 市のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等に伴う停止

(2) 火災、地震、水害、落雷等の天災

(3) 悪意を持つ第三者によるサーバその他市のコンピュータへの不正アクセス

(委任)

第15条 この取扱基準に定めるもののほか広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年7月25日告示第107号）

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年3月18日告示第24号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第41号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月9日告示第15号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月8日告示第24号）

(施行期日)

- 1 この基準は、令和6年1月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の君津市ホームページに係る有料広告掲載の取扱基準により掲載されている広告については、なお従前の例による。

別記第1号様式（第8条）

バナー広告に関する補足説明書

| | | | |
|------------------------------|---|------------------------------|----------------------------------|
| 申請者 (広告の担当者) | 住所（所属） | | |
| | 氏名 | | |
| | 電話番号 | | |
| | 電子メール | | |
| リンクするホームページのURL | http:// | | |
| 掲載を希望するバナー広告 | ファイル名・サイズ・容量 画像データ及び画像データを印刷したものを添付してください。 | | |
| 添付媒体 | F D C D メール その他（ ） | | |
| イメージの代替テキスト | （15文字以内で記入すること。） | | |
| 掲載希望月日 | 年 月 日 から 年 月 日までの か月間 | | |
| 掲載料 | 円 | | |
| その他広告の掲載についての要望事項 | | | |
| ※事務処理欄 (この欄は、記入しないでください。) | 掲載位置 | 上から 番目 | |
| | 掲載期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| | 処理日 | 掲載 | 月 日 時 分 |
| | | 削除 | 月 日 時 分 |
| | 納付書発行 | 年 月 日 | |
| | 納付期限 | 年 月 日 | |
| | 収納確認 | 年 月 日 | |

年 月 日

君津市バナー広告申請内容変更（取下げ）申請書

君津市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者氏名
担当者氏名
電 話 番 号

〔法人その他の団体にあつては、名称、
事務所等の所在地及び代表者の氏名〕

年 月 日付け第 号で決定のあったバナー広告の掲載について、
下記のとおり変更（取下げ）したいので申請します。

記

- 1 変更又は取下げの別 変更 ・ 取下げ
- 2 理由
- 3 変更の内容
- 4 添付資料等（変更の場合）